

○菊池市椎茸種駒助成事業補助金交付要綱

令和5年3月28日

告示第65号

改正 令和8年3月31日告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市椎茸種駒助成事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、椎茸種駒の購入に要する経費に対し補助金を交付することにより、菊池市に在住する椎茸生産者の生活及び経営の安定を図り、クヌギの循環利用及び里山林の保全を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 椎茸種駒 木片に椎茸菌を繁殖させたもので、椎茸ほだ木に接種するものをいう。
- (2) 椎茸種駒販売機関 熊本県椎茸農業協同組合、熊本県農業協同組合その他椎茸種駒販売店をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとする年度において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 菊池市に住所を有する者
- (2) 1万個を超える椎茸種駒を購入する者
- (3) 当該年度において、椎茸種駒販売機関から新規に椎茸種駒を購入する者
- (4) 市税に未納がない者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、椎茸種駒の購入経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に定める交付基準にかかわらず、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、菊池市椎茸種駒助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業収支予算書(規則様式第1号の2)
- (2) 椎茸種駒の購入に係る見積書の写し
- (3) 市税の未納がない証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付申請額に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。)を減額して申請しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、30日以内に菊池市椎茸種駒助成事業実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業収支決算書(規則様式第5号の2)
- (2) 領収書等の写し
- (3) 納品書等の椎茸種駒の個数及び購入先を証明する書類の写し
- (4) 納品写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和8年告示第102号）

この要綱は、告示の日から施行する。